

“何を”食べるか、から“誰と”食べるか

最近、農林水産省大臣官房情報課が昨年7月に発行した、児童向けの白書を手にする機会があった。この白書のタイトルは“「いただきます」が言えた日～卓也ともう一つの世界”というものであり、食農教育に関連した物語版の児童を対象としたユニークな食料・農業・農村白書である。この物語のあらすじを若干説明すると、飽食の現代社会で生活していた小学校5年生の主人公卓也は、飽食時代を無関心に過ごした結果、自給自足の生活を余儀なくされた異次元の世界にタイムスリップし、お年寄りからさまざまな体験談を聞くことにより、食料・環境・農林水産業の重要性を改めて認識し、現代社会に戻ってくるというストーリーである。この物語では食料・農業生産に関わる体験談を伝える担い手となっているのは、田舎に残っているお年寄りであるが、わが国の将来を考えた場合、その担い手は誰であろうか。

ところで、国立社会保障・人口問題研究所の推計(1998年10月推計)によると、1995年から2020年の間に「夫婦と子からなる世帯」は1,503世帯から1,304万世帯に減少し、「単独世帯」は1,124万世帯から1,453万世帯へと増加する。この「単独世帯」のうち37%にあたる537万世帯が65歳以上の高齢者世帯となる。また、「ひとり親と子」からなる世帯は2020年には462万世帯となり2000年の358世帯に比べて1.3倍となっている。これは離婚率の高まりによるものと考えられる。2000年5月にJA全農が行った『子どもと食べ物』(小学校3～6年生の479人の男女対象)のアンケート調査では、朝ごはんを「一人で」と「子どもだけで」食べることが多いと回答した比率の合計は28.6%となっており、児童の発育期に大切な役割を果たすといわれている朝食を、「家族揃って食べている」と回答した比率は50%を占めるに過ぎない。

さて、こうした単独世帯、特に単独高齢者世帯や、ひとり親と子からなる世帯では個食習慣が続くことにより、つまり家族が揃って食事をする共食の機会が減ることにより、共食が煩わしくさえ感じるようになる場合があると言われている。また、児童の発育期における会話のない朝食は、将来、そうした子ども達にどのような影響を与えるのであろうか。家族との共食は、個々の家庭で受け継がれてきた生活慣習や食の継承が行われ、そこは昔の食料事情に関わる話をする機会となり、そして何よりも食を通じて家族の絆が確認されるのである。飽食にあるわが国で食育を考える場合、“何を”食べるかはもちろんのこと、“誰と”食べるべきかも真剣に考えることが必要であり、また、冒頭の物語では異次元世界のお年寄りが過去の食料事情を伝えていたが、今日の日本では誰がその担い手となるのであろうか。こうした意味からも家庭における共食のあり方をもう一度意識して考えたい。(日本大学生物資源科学部 木島 実)

会員からの通信

バイオテロ法施行の影響

米国では、2002年6月にバイオテロ法(公衆衛生安全保障バイオテロリズム法)が成立し、2003年12月12日施行された。バイオテロ法には、1、食品関連施設登録 2、輸入事前通告 3、記録の整備・保持 4、行政による留置など4つの食品関連規則があり、法施行に先立ち、10月9日、これらのうち2つの食品関連最終規則(1及び2)が公表された。これにより米国内で流通する人や動物用の食品製造・保管等施設のFDAへの登録、製品輸出の際の事前通知等が義務付けられることとなった。

さらに、12月11日にはバイオテロ法食品関連規則の施行方針を定めたコンプライアンス・ポリシー・ガイド(政策遵守指針)が発表された。

バイオテロ対策法は、2001年9月11日の同時多発テロを契機として、保険福祉省長官が米国における食品供給に対するテロリストからの脅威または攻撃に対し国民を守る手段をとることを義務付けたものである。

このことにより、バイオテロや食物による疾病が発生した場合、FDAはただちに登録情報を基に原因究明を行なうといったものである。これは、食品のトレサビリティシステムと同様のもので、米国に輸出される食品には、登録施設がすべて添付される仕組みとなっている。従って、この法律の端緒が、バイオテロということではあるが、食の安全を主眼としたものであることには変わりはない。

しかしながら、本法は日本のみならず、その他の輸出を行なっている国々の企業にとっては、非関税障壁とも言うべきものであり、膨大なアイテムをその都度事前通知していくことや輸出する食品の物流経路上の保管倉庫などの登録については、大変な作業を伴うことになろう。

また、オンラインでの施設登録フォーマットが示されたのが、約1ヶ月前で食品アイテム事前通知フォーマット及び政策遵守指針(実際上の運用指針)が発表されたのが、法施行日前日ということからも極めて日程的な無理もあり、且つ作業の遅れと混乱が目立つものであった。

なお、2004年の8月12日までは、FDAとCBP(税関国境警備局)が、関係企業及び個人を教育する期間(段階的導入期間)として位置付け、罰金を徐々に科し最終的に違反については、輸入の拒否を行なうこととしている。

オンラインでの登録は、中小企業においては商社が代行業務を行なっている場合が多い。いずれにしても、詳細は避けるが、各国併せて何百万件とも言われる気の遠くなるようなアイテムと何十万件の登録施設をどうやって登録していくのか、またどのようにして登録の重複を避けるのかなど未だに解決されていない問題も多く、米国の強引さと内的悩みに各国は翻弄されようとしている。

(財団法人 食品産業センター 吉越勝晴)

会員からの通信

SCMの生鮮食品への適用の可能性

最近、商学系や流通系の研究分野では、SCM(Supply Chain Management)論が花盛りといった状況である。現場でも、加工食品分野では、SCMの導入により大きな成果が得られつつある。しかし、SCMは生鮮食品においても同様に有効なのだろうか。ここでは、青果物を念頭に問題を考えてみたい。

現在、青果物産業に求められている課題は、次の3つである。第1にロジスティクスの改善、第2にトレーサビリティないしより包括的な安全リスク管理、第3に付加価値を高めるような商品開発である。前二者については、相互に絡み合いながら、IT(情報技術)によって一定の基盤が提供されつつあるし、後者についても情報の共有がその条件を広げつつある。出発点は、消費のニーズに即した、ないしそれを先取りしたコンセプトの新商品開発である。高付加価値商品は、消費者に対し、より豊かな食生活を提供するとともに、供給主体にはより大きな利潤機会を提供する。最近の新商品は、例えば、朝採りや安心などのコンセプトを掲げるとき、たんに生産過程のみならず、物流、品質チェック体制などのシステムを要請する。たんなるイメージではなく、消費者に高品質の商品を安定的に供給することを目指すとき、ロジスティクスや安全確保のシステムは必須のものなのである。

SCMの要は、正確な需要把握と情報の共有を通して、需要への柔軟かつリアルタイムでの対応、ということにある。上述のように消費者に対し最大の価値を効率的に提供しようとするとき、SCMは有効な手法といってよい。だが、生鮮農産品の生産条件からすると、SCMの適用を手放しで喜ぶわけにはいかない。それは、生鮮食品の生産が変化する需要に適合的に柔軟に対応することが決して容易ではないからである。天候の影響を受けることはもとより、コンピュータのような部品組み立て型産業とは異なり生産工程の非分割性が強く、またアパレルのように、染色工程を延期することで色別需要の変化に対応するといった、作業工程の入替えも自由ではない。柔軟に対応できない部分がきわめて大きいのである。

大手スーパー・チェーンには、生鮮食品を含めたあらゆる商品にSCMを適用し、生産・流通の革新を図ろうとする動きもみられる。しかし、SCMの積極面は高く評価すべきであるが、アパレルや日用雑貨品と同列に論じ得ない面がある。少なくとも、その部分修正が必要であり、その一つは需給調整機能をどうビルト・インするかにある。最近、チェーン小売企業でも、品揃え・小売販売面で、チェーン理論にもとづく全店標準化戦略から、個店重視の地域別差別化戦略が採用される傾向があることから、修正の必要性を高めている。

やや古典的な表現を使うと、青果物流通はMarket Inへの転換を迫られているが、依然としてProduct Out型のシステムも不可欠だということである。後者のシステムがないとき、かりに単品量販を志向する個別企業レベルでは最適解が見出されたとしても、マクロでみると社会的ロスの大きなシステムに収斂していくリスクが大きい。

(中央大学 木立真直)

Fujita, Krugman and Venables の『新しい空間経済学』や Porter の「クラスター」の概念に基づいた実証分析が他の製造業では進められているが、食品産業ではどうであろうか。そこで静岡県の「お茶クラスター」を紹介したい。茶葉から仕上茶までの生産は大きく2つに分けることができる。1つは、農家による茶葉生産と荒茶加工である。静岡県には茶農家が38,000戸、荒茶工場が3,500工場ある。もう1つは、茶商による荒茶の火入れや選別を経る仕上茶生産で、同県には550から560社の茶商が存在する。

このように多数の農家や茶商がいる中で「静岡茶」という大ブランドを維持するためには、それぞれの要望の調整や統一した方向性の検討が必要である。それを行うのが静岡県茶業会議所(会議所)である。農家の要望は静岡県経済農業協同組合連合会を、茶商の要望は静岡県茶商工業協同組合を通じて会議所で検討・調整が行われる。その際、県の関係者も同席し、補助金など県としての必要な措置も検討される。

また、静岡県では荒茶取引で伝統的な取引形態が存続している。それは「才取」と呼ばれる斡旋業者の存在である。茶商は荒茶の6割から7割については取引先の茶園を固定しているが、残りの3割から4割については需給状況に応じて取引先を変更する。斡旋業者は農家から収集した荒茶取引時に関連する情報を茶商に伝える。またその逆の情報の流れも存在する。斡旋業者を経由する荒茶量は公表されているだけで全体の25%である。斡旋業者を通じた取引で茶商と農家は互いの情報を迅速に得ることができる。

さらに、静岡県では製茶機械企業が牧之原台地に集積し、県と旧国立の茶業試験場も同地域に立地して生産技術や新製品開発に寄与している。このような現状から、静岡県では製茶業の産業集積だけでなく、関連業種や業界団体との関係の中で取引費用の削減や技術進歩等によって生産物の競争力を増す「お茶クラスター」が生じているといえる。

しかしながら、現在静岡県では「近代化」ということで取引形態や業界全体を単純化する方向にある。その中で斡旋業者による取引費用の削減効果や会議所の生産側と茶商側の調整機能を過小評価する可能性がある。さらに、現在のような多数の農家や茶商の存在は財の差別化を可能にするが、「近代化」はその可能性を減少させる恐れがある。

大規模化や流通経路の単純化によるコスト削減効果に着目することが多いが、一方で独立した多数の事業者と関連産業が近接し、密なコミュニケーションを図ることによって取引費用の削減や差別化が可能になり当該生産物の競争力を増す「クラスター」の存在についても分析が必要である。

(名古屋市立大学大学院経済学研究科 阿久根優子)

院生からの通信

トレーサビリティ・システムに関する消費者アンケート調査

平成 14 年 9 月に北海道内の食肉卸売業者の協力を得て、全国 14 ヶ所のスーパー、生協、食肉専門店、焼肉店の来店者を対象としたアンケート調査を実施した。アンケート調査では、トレーサビリティ・システムに対する消費者評価を求める質問のほかに、牛肉の消費実態を尋ねた質問などを設定した。その中でも、BSE 発生直後に牛肉の購入量や購入回数を減らしたかどうかについて尋ねた質問では、生協および食肉専門店で牛肉を購入している回答者は、スーパーなどの量販店や焼肉店の回答者よりも「減らした」とした回答者の割合が相対的に小さいという結果を得た。生協については、組合員を対象とした積極的な商品情報の提供による結果と推察することも可能だが、食肉専門店でも同様の理由が当てはまるのだろうか。

別の質問を集計した結果は、必ずしもそうとは言えないことを示唆している。トレーサビリティ・システムの認知度を尋ねた質問を集計した結果、生協で牛肉を購入している回答者の認知度は他の業態よりも相対的に高かったのに対し、食肉専門店で牛肉を購入している回答者の認知度は、最も低い認知度であった。この点に関して、アンケート調査実施前から、食肉専門店を展開する卸売業者が、顧客との信頼関係を量販店よりも強く築いている点を強調していたことを合わせて考えると、食肉専門店で BSE による買い控えをしなかった回答者が多かったのは、牛肉の安全性に対する知識というよりも、むしろ食肉専門店との信頼関係に基づく安心感の形成が理由なのかもしれない。

トレーサビリティ・システムに期待する効果について尋ねた質問でも、全体の約 6 割の回答者が「安心して牛肉を消費できるようになる」と回答している。トレーサビリティ・システムは、生産履歴情報の追跡可能性を保証するだけであり、安心感の形成は、企業によるトレーサビリティ・システムの利用方法次第である。しかし、消費財における情報的な側面が、それ以外の側面よりも商品の価値を大きく左右すると言われる情報化社会において、トレーサビリティ・システムにより情報の透明性と情報へのアクセス可能性を保証することは、量販店などで牛肉を購入する消費者に、食肉専門店での対面販売と同様の安心感を提供する手段のプラットフォームになり得るかもしれない。そのためには、トレーサビリティ・システムの情報システムとしての信頼が担保されていることが前提条件であると思われる。

(北海道大学大学院農学研究科 岩本博幸)

院生からの通信

留学先のロンドンから

相変わらず悪天候の寒い冬が続きますロンドンからお便りします。こちらに来て、早五カ月が過ぎました。現在、私は、京都大学大学院農学研究科修士課程を休学し、ロンドン大学、the School of Oriental and African Studies (SOAS)の Foundation Diploma for Postgraduate Studies (FDPS)コースに在籍しております。SOASは、17つの独立した colleges と schools から成る、ロンドン大学の一つの school です。その歴史は1916年に設立された前身の the School of Oriental Studies に遡り、アジア・アフリカ研究においては世界的に注目される研究機関で、図書館の文献が充実しています。ロンドン市内の中心部、大英博物館 のすぐ北西という素晴らしい立地です。約3,000人の学生の内、4人に1人が海外110カ国からの留学生であり、キャンパスはとても国際色豊かです。

FDPS コースは、次年度修士課程に進学するための大学院準備コースという位置づけです。開発学はSOASの先生に、国際関係論はロンドン大学、London School of Economics and Political Science (LSE)の先生に、講義(Lecture)とゼミ(Tutorial:少人数形式)という形式にて教わっております。毎週、大量の文献講読が予習として課せられ、苦勞しております。講義内容への理解をより深めるためのゼミにおいては、生徒から先生に質問したり、逆に先生から質問されたり、意見を求められたりと、生徒の主体性が求められます。本コースでの論文では、東南部アフリカ諸国への遺伝子組み換えメイズが食料援助として供給されたケースについて執筆しようとしてかかっています。「GMOs (Genetically Modified Organisms)に関する諸政策・考え方～欧・米の比較～」と題した、卒業論文での研究を元に、昨年6月に北海道大学で行われた、第10回日本フードシステム学会で報告させていただきましたが、引き続き、遺伝子組み換え作物/食品の途上国への影響について研究したいと考えています。

私は、来年度、開発学/開発経済学/農村開発コースの修士課程へ進学する予定です。来年度へ向けて、語学力はさることながら、エッセイ・ディスカッション・研究における論理の展開の仕方を訓練し、また、前提となる知識を増やすための文献・先行研究のサーベイに力を入れています。冬期休暇を利用し、ケニア、タンザニア、マラウイの開発援助プロジェクトを視察してきました。先般、英国においても"GM Nation?"と題した、国を挙げての討論がTV・ラジオを賑わしていましたが、学内外での講演会等、様々な機会も多く、精力的に活用しようと心がけています。「石の上にも三年」、コツコツと地道な努力を惜しまずに頑張ることを決意して。

(京都大学大学院農学研究科 藤原和幸)

自著紹介

立川 雅司著『遺伝子組換え作物と穀物フードシステムの新展開
—農業・食料社会的アプローチ—』

(288 頁、本体価格:3,286 円、農林水産政策研究叢書第4号、
農山漁村文化協会刊、2003 年 12 月)

本書の目的は、遺伝子組み換え作物(以下、GM 作物)由来の食品に対する表示義務が 1999 年 8 月に決定されて以降、アメリカから日本への大豆やトウモロコシの輸入にどのような変化が生じてきたのか、またその変化は、アメリカと日本における穀物フードシステム全体の変化とどのように関連づけることができるのかについて、実証的に明らかにすることにある。特に、99 年 8 月以降、非遺伝子組み換え作物(以下、Non-GM 作物)を調達しようという動きが大きくなったことで、従来の大量流通を基本とする穀物フードシステムにおいて、分別流通管理(以下、IP ハンドリング)が必要となり、この変化がどのような影響をもたらしかの。いわば、こうした IP ハンドリングを契機とした穀物フードシステムの新展開を明らかにすることが本書の課題である。

本研究での主な発見は、従来のバルクを基本としたオープンな流通チャンネルが、IP ハンドリングというクローズドなシステムを組み込んだ重層的なシステムに展開しつつあること、またこうした動きは単に日本側の需要変化への対応という側面を有するだけではなく、アメリカの工業的農業の展開方向に沿ったものでもあったという点である。GM 食品への表示義務導入はこうした変化を加速させるものであったといえよう。

また、導入された政策の意図せざる結果という点でも発見があった。本書で検討したように、表示義務を導入したことで、Non-GM 作物へのシフトが発生したことは、表示政策のもつインパクトの大きさと、予測の困難さをも示しているように思われる。当初は、消費者への情報提供を目的とした表示義務であったが、結果として、現在では表示義務の対象となっている GM 食品が売り場から全く姿を消し、消費者は選択の機会や学習の機会を得られないままの状態となっている。

現在、われわれがこころすべき点は、Non-GMO への転換が、実は大きなコストを発生させながら、それらが末端の消費者や外部のひとびとにとっては目に見えないものとなっているという点である。豆腐メーカーやスターチメーカーなど、転換コストを見えない形で抱え込んでいる業界の存在を忘れてはならない。

GMO をめぐる問題は、食の安心・安全への消費者の希求が、政策や食品関連業界の当初の予想を超えるような影響や変化をもたらしうることを、具体的に示す格好のケースであるともいえよう。こうした問題の解決に向けた努力や対話をいかに進めるべきか、重い課題をわれわれに投げかけているように思える。

(農林水産政策研究所 立川 雅司)

事務局通信

◇ 2004年度の大会案内もお手元に届いたことと思います。今度の大会は18日のエクスカージョンが千葉県山田町、大会1日目(19日)のシンポジウムおよび総会が千葉大学園芸学部、それが終わって懇親会および大会2日目(20日)のセッション・個別報告が聖徳大学と、3つの会場にまたがって開催されますので、ご注意ください。

◇ とくに19日は、シンポジウム終了後に千葉大学から聖徳大学へ移動(徒歩約20分)していただいてから懇親会となります。地図の掲載、誘導等の準備はいたしますが、すみやかな移動に御協力いただけるよう、よろしく願いいたします。

◇ また、エクスカージョン参加の申込先と大会参加の申込先も異なりますので、ご注意ください。

◇ 異動の季節となりました。名簿に登録されている住所、所属等に変更が生じた場合は、すみやかに学会事務センターにご連絡下さい。とくに学生会員の異動の連絡がスムーズでなく、事務局宛に郵便物が戻ってくるケースが増えております。会員自身での手続きは当然のことながら、指導にあたられている先生からも異動にともなう手続きについて学生に一言ご助言いただければ助かります。

編集後記

昨年も学会直前のニュース・レターの編集を担当しました。あれから1年、はたして自分は何をしていたのかと思うと汗顔の至りです。まあ、私以外の会員の皆様には無縁の話だとは思いますが。昨年暮れから今年に入ってアメリカでBSEの牛が発見されえたり、日本でも鳥インフルエンザの感染が拡大するなど当学会の真価を問われる事件が勃発しております。このような情勢を踏まえて学会ではどのような報告が聞けるのでしょうか。楽しみです。では6月に松戸でお会いしましょう。

(JS)

FSニュース・レター 第23号 2004年3月31日刊

発行 日本フードシステム学会

〒252-8510 神奈川県藤沢市亀井野 1866

日本大学生物資源科学部食品経済学科内

TEL・FAX 0466-84-3412、3406

e-mail fsgak@brs.nihon-u.ac.jp